

外国人住民基本法の制定を求める 全国キリスト教連絡協議会

事務局メール便<不定期>

2026年3月号 (3月5日発信)

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18 日本キリスト教会館 52号室 RAIK内

電話 (03) 3203-7575 新メールアドレス: gaikikyo1987@gmail.com

郵便振替: 00190-4-119379 口座名称: 外キ協

ホームページ <http://www.gaikikyo.jp>

- 目次● ◆緊急声明◆茨城県の「通報報奨金」制度創設を撤回することを求める
茨城県「不法就労者」通報制度の創設に対する反対声明
- ◆集会案内◆難民いのち基金「マイストーリーを聴く」(3月9日)
マイノリティ円卓会議 2026 (3月12~14日)
マイノリティ宣教センター「NO! Racism! HIROBA」(3月14日)
人種差別撤廃条約に関する国際協議/シンポジウム (3月16~17日)
マイノリティ宣教センター「リーディングサークル」(3月17日)
日韓プラットフォーム オンラインセミナー「長生炭鉱遺骨収容」(3月18日)
- ◆呼びかけ◆ヘイトにNO! 全国キャンペーン

◆緊急声明◆

外国人への差別を助長し、住民を分断する 茨城県の「通報報奨金」制度創設を撤回することを求める

2026年3月2日
外国人権法連絡会

私たち外国人権法連絡会は、外国人および民族的マイノリティの人権を保障し、人種差別を撤廃する法制度の実現に取り組んでいるネットワーク団体です。

茨城県は2月18日、新年度から「通報報奨金制度」を始めると発表しました。「不法」就労の外国人に関する情報を市民から募り、摘発につながった場合に報奨金を支払うというものです。さらに、茨城県は「茨城県不法就労活動の防止に関する条例」の制定も目指すとしています。

しかし、この茨城県の施策、特に通報報奨金制度は、報奨金という「カネ」までつけ、「密告」に公的なお墨付きを与えるものです。外国人は社会の一員でなく、何をしてもかまわないと、県が自ら差別を煽り助長する公による排外主義というほかありません。

この制度によって外国人一般は取り締まりの対象、密告の対象として、疑いの目で見られることになり、住民を疑いの目で見られる側と見られる側とに分断するものです。

◆外国籍住民を差別でいっそう苦しめる制度

そもそも「不法」就労者とありますが、国連は1975年の総会決議3449で、全公式文書において「非登録あるいは非正規移民労働者」という用語を使うよう求めています。また、国連人種差別撤廃委員会と移住労

働者権利委員会は、2025年12月に発出した加盟国政府宛の「外国人排斥根絶のためのガイドライン」において、非正規の状態にある移住労働者に「不法」という用語を使わないよう強く要請しています。

実際、「不法」就労の外国人のなかには、不当な解雇をされたり、パワハラ、性的搾取など不当な就労環境から逃げだし、結果、非正規滞在状況に陥る人が少なくありません。この制度は困っている非正規滞在者を自治体や地域住民への相談から遠ざけ、逃げ場のないいっそうの苦境に追いやるものです。さらには、「あの生徒の親は不法就労らしい」などと、(例えば教職員や、同級生の保護者などによって)学校で密告が行われることにもなりかねず、それを恐れる外国人の親が子どもを学校に通わせなくなることも懸念されます。この制度は子どもの学習権も害するものになります。

◆住民を密告者に仕立て上げる制度は条約・法律違反

茨城県知事は、「住民の中には、外国人に対するフラストレーションが大きくなっているという事実もある」とも述べていますが、このような人たちのフラストレーション解消のために、外国人を生贄に差し出し、小金まで提供する制度ともいえます。

住民を、金を目当てに同じ地域住民を密告し、苦しめる手先に仕立て上げるともいえ、取り返しのつかないほど社会を劣化させることを危惧します。経済的に困っている人同士を差別により分断する点も許しがたいものです。

本来、人種差別撤廃条約及びヘイトスピーチ解消法によって地方自治体が求められているのは、外国人に対して横行する差別デマに基づく根拠のない外国人に対する偏見を解消し、差別を終了させることです。逆に差別を助長する茨城県の今回の施策は、これらの条約、法律にも違反するもので到底許されません。

◆自治体は非正規滞在者も住民として守るべき

国連の自由権規約委員会は「市民でない者の規約上の地位」に関する一般的意見(第15号、1986年)において、締約国はその領域内にあるすべての個人に対し、国籍の有無にかかわらず、規約が保障する権利を尊重・確保する義務があると示しています。地方自治法は、外国人も「住民」であり(第10条1項)、「その属する普通地方自治体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う」と規定しています(第10条2項)。同法は日本国籍や在留資格の有無を問わず、まずは地域のひとびとをひとしく住民として遇することを定めているはずで、そして、地方自治体やその長は、外国人を含む、地域の住民に対し、「役務の提供をひとしく」行う任務を負っている、「全体」に対する奉仕者です(憲法第15条2項参照)。

政府・法務省も、例えば、2009年の入管法改定にあたり、非正規在留外国人に対して提供されてきた行政サービスは、引き続き新しい制度の下でも受けることができる、との見解を示しました(2009年6月19日衆議院法務委員会における森英介法務大臣の答弁など)。また政府・文科省は、在留資格がない子どももまた学習権を保障され、日本国籍の子どもと同じく学校に受け入れられる、との見解も示しています(2009年7月7日参議院法務委員会など)。これらのことは、総務省が都道府県に対して、非正規在留外国人に対する「行政サービスを提供するための必要な記録に関する措置に係る各府省庁の取組状況」を43項目にわたって挙げて説明しています(2024年8月23日付事務連絡)。

このように、今回の制度は、本来、外国籍者を含む住民に対する奉仕し、人権を守るべきである地方自治体を一種の治安機関化、警察機関化するものです。

以上より、茨城県に対し「通報報奨金」制度創設を撤回することを求めます。

茨城県「不法就労者」通報制度の創設に対する反対声明

2026年3月4日

移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）／外国人技能実習生権利ネットワーク／外国人 인권法連絡会／外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会（外キ協）／コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク／人種差別撤廃NGOネットワーク／全国労働安全衛生センター連絡会議／中小労組政策ネットワーク／つくろい東京ファンド／反貧困ネットワーク／フォーラム平和・人権・環境（平和フォーラム）

私たちは、外国人、民族的マイノリティ等の人権問題に取り組む団体です。

2026年1月18日、茨城県の大井川和彦知事は、「不法就労が全国でもトップクラスに多いという問題」を解決するために、通報報奨金制度を創設することを明らかにしました。

私たちは、当該制度の創設に強く反対します。

「働く」という行為は、個人にとっても社会にとっても、とても大切なことです。ある労働が「不法就労」とみなされるのは、入管法上、当該労働を行うことを認められていない外国人が行なった場合のみで、その判断には、在留カード等の確認が必要です。第三者が外形的にそれを見分けることは不可能であり、それゆえ、通報は推測、より端的に言えば、偏見に基づいて行なわれることとなります。にもかかわらず、通報に対して報奨金を支払うということは、県が「密告」を奨励していることを意味します。

茨城県が創設しようとしている通報報奨金制度は、人びとが互いを疑いの目で眼差す、相互監視制度に他なりません。いたずらに人びとの間に不信感を植え付け、外国籍者など外国につながる人びとを不安に陥れる愚行です。さらに、2026年度の県予算案によると、「不法就労情報提供員制度」を創設して、業界団体や市町村等を動員し情報収集体制を強化するともあります。

通報に対して県職員が調査し、「不法就労」が確認できた場合にのみ警察に通報するとのことですが、自治体職員にそのような調査権はありません。住民サービスの提供者である県職員を、県民を疑うような業務に従事させることは、県民との信頼関係をも壊すものです。

今回、茨城県は、「茨城県不法就労活動の防止に関する条例」（仮称）という新たな条例を制定してまで、県職員の調査に「根拠」を与えようとしています。しかし、条例とは本来、法律では対応できない地域の課題や住民ニーズに対応するために制定されるべきものです。また、地方自治は、国家の意思にむやみに従属するのではなく、すべての住民の人権を守ることに第一の価値をおくことが求められています。

「不法就労」を防ぐために県がなすべきは、人びとの猜疑心や分断をあおるような条例をつくることではないはずです。正規の就労資格をもたずに働かざるをえない外国人、正規の就労資格をもたない外国人を雇用せざるをえない雇用主、それぞれの状況を理解し、正規で就労し、雇用できる環境をつくることではないでしょうか。もちろん、入管政策や産業政策など、県だけで問題を解決できないことも多いと推察します。だとしたら、現場の声を国に訴え、「不法就労」を解消する取組みを国に求めることこそ、県の責務ではないでしょうか。

報道によれば、正規の資格をもたずに働く外国人の7割が農業に従事していたとのこと。一方で、茨城県は全国3位の産出額をもつ「農業大国」です。農業は茨城県にとって重要な産業であるばかりでなく、日本社会の食を支える必要不可欠な産業です。このような観点に照らせば、通報報奨金制度の創設は、人びとの間に分断をもたらすだけでなく、茨城県の衰退にもつながりかねないものです。

「新しい茨城県総合計画」（2026年～2029年度）では、茨城県の将来像の1つとして「多様な人財が活躍できる社会」が掲げられています。さらに、茨城県は、「外国人材から選ばれる県づくり」を進めるとして、

2026年度入庁の県職員（事務職）から国籍要件を撤廃し、外国人（永住者と特別永住者）に門戸を開きました。

私たちは、「多様性」を尊重する茨城県の姿勢を支持するとともに、改めて、そのような方針に逆行する茨城県「不法就労者」通報制度の創設の撤回を強く求めます。

◆2026年3月～集会の案内◆

●外キ協 難民・移民なかまのいのち協働基金●マイストーリーを聴く（オンライン）

◇日時：3月9日（月）19:00～20:30

◇ゲスト：Mさん 日本生まれのアフリカルーツの若者。両親の在留状況により、18歳まで在留資格のない状態で育つ。教会や地域の支援を受けて大学に進学し、現在、助産師・看護師をめざしている。

●参加申し込み ⇒<https://forms.gle/VFh5uXYGZvGJQDuF8>

●マイノリティ宣教センター●リーマイノリティ円卓会議 2026（対面とオンライン）

◇日時：3月12日（木）13:00～14日（土）12時

◇会場：ルーテル市ヶ谷センター *英・日・韓・日の同時通訳あり

◇主題：人種差別・マイノリティ排除の嵐に抗して、共生の天幕をひろげよう

◆3月12日（木）

13:00～ 開会礼拝：鄭守煥さん

基調報告：CMIM運営委員会「日本のマイノリティと教会の宣教課題」

15:00～ 田森茂基さん「アイヌ民族 宣教の課題」／神谷武宏さん「琉球/沖縄の現在」／マルティン・クリークさん「移民・難民排斥が強まるドイツの状況」

19:30～ イ・ヨンさん「韓国における移住者の人権と教会」

◆3月13日（金）

9:00～ クワカ・ククボさん「カナダ合同教会の難民・移民支援活動」／山岸素子さん「日本の移民女性の現在」／イ・ナヨンさん「韓国のジェンダー正義」

13:30～ 角谷志保美さん「日本の難民受け入れの現状と課題」／朴金優綺さん「在日朝鮮人の現在」

15:45～ 上野玲奈さん「今なお解消されない部落差別」／師岡康子さん「人種的マイノリティを標的とするヘイト」／平良愛香さん「性的マイノリティと教会」

17:30～ 全体討論／グループ討論

◆3月14日（土）

9:00～ 総合討論、共同声明採択

◇参加費：オンライン参加者：5千円 *二日前の3月10日までに申し込んでください

◇申込先：director@cmim.jp *お名前／教会名あるいは所属団体名／メールアドレス

◇送金先：ゆうちょ振替口座 00160-6-487170 名称：マイノリティ宣教
(他行からの振込 ゆうちょ銀行 店番019ゼロイチキュウ 当座0487170)

*チラシなどの案内で、ゆうちょ振替口座の最初の記号番号 00160 が間違っていました。

●マイノリティ宣教センター●NO! Racism! HIROBA（対面）

#noracism #人権 #平和 #国際人種差別撤廃デーをキーワードに

歌ったり、踊ったり、いろんなパフォーマンス。11チーム参加

◇日時：3月14日（土）14:00～16:30

◇会場：日本聖公会東京教区 聖アンデレ教会 ◇参加費：100円

●反差別国際運動●人種差別撤廃条約に関する国際協議／シンポジウム（オンライン／対面）

◇テーマ：人種差別根絶への多角的アプローチ～国連人種差別撤廃委員会委員を迎えて～

◇ゲスト：ギョン・クトゥ委員、アナスタシア・クリックリー元委員

◇主催：反差別国際運動（IMADR） ◇共催：人種差別撤廃 NGO ネットワーク（ERD ネット）

◆Day1. 3月16日(月)11:00~16:00 オンライン

国際協議 — パネルディスカッション、NGO の報告と委員をまじえた議論
歴史の負の連鎖／外国人嫌悪・排斥／人種差別への対応

◆Day2. 3月17日(火)13:00~15:30 対面とオンライン

【会場】衆議院第一議員会館 国際会議室 *両日とも参加費無料、日・英の同時通訳あり。

シンポジウム — 差別を可視化し、根絶への取り組みを加速化する

- ・人種差別撤廃条約の国際的意義と国際協力 — 人種差別撤廃委員より
- ・条約の国内実施に向けた課題と取り組み — 韓国から キム・ジーン弁護士
- ・人種差別撤廃条約の国内実施を — 日本から 弁護士会、人権 NGO

●申込先 ⇒0a771baf-af7a-4801-9c44-1b9546526301.png

●マイノリティ宣教センター●リーディングサークル3月（オンライン）

毎月2冊ずつ「読みたい本」を推薦し、みんなで感想を分かち合います

◇日時：3月17日（火）20:00~21:00

◇3月の本 ・下地ローレンス吉孝『「ハーフ」ってなんだろう？』（平凡社）
・ターハル・ベン・ジェルーン『娘に語る人種差別』（青土社）

●当日の ZOOM ミーティング ID: 828 2700 5460 パスコード: 458995

●日韓和解と平和プラットフォーム●オンラインセミナー

◇日時：3月18日（水）19:30~21:30

◇講師：上田慶司さん（長生炭鉱の水非常を歴史に刻む会 事務局長）

◇応答：金英丸さん（キム・ヨンファン／民族問題研究所・植民地歴史博物館対外協力室長）

◇参加費：1000円

●申込は、右のリンクから Peatix 申込フォームにお入りください。 <https://peatix.com/event/4888199>

◆「ヘイトにNO！」全国キャンペーン◆

●「ヘイトにNO！」署名活動—ひとりひとりの意思を、政府・国会と日本社会に発信しよう—

◇2026年2月から署名活動を開始します。署名期間は2月~5月。

署名用紙とネット署名。→ Change.Org (<https://www.change.org/NoHate2026>)

●ファクト・チェック活動 “外国人は優遇されている”—これは根拠のないデマです。

“日本人ファースト” —これは外国人に対する人種差別です。

◇「外国人は優遇されている」といったデマ、「日本人ファースト」などの差別をあおるスローガンを、ネット上で、各地域で、それぞれの現場で、ていねいに反証していきましょう。

●全国各地で「ヘイトにNO！」共同行動—各地域の市民社会の意思を、政府・国会・自治体に発信しよう—

◇3月から6月上旬にかけて、沖縄から北海道まで全国各地で、市民団体・宗教団体・労働組合が共同で集会、学習会、タウンミーティング、街頭署名活動、スタンディングなどをおこないましょう。

●6・18 ヘイトスピーチと闘う国際デー —市民社会の総意を、政府と国会に届けよう—

◇「ヘイトスピーチと闘う国際デー」の6月18日、

全国から寄せられた署名を政府と国会に提出します。

内閣総理大臣 様
衆議院議長 様
参議院議長 様

ヘイトにNO! 全国キャンペーン署名

私たちは、ヘイトに反対です。

私たちは、よりよい多民族・多文化共生社会を求めます。

私たちは、日本社会のすべての人びとの人権が尊重される社会、差別のない社会、多様性を認め合う社会、違いを尊重し合い誰ひとり取り残されることのない社会を求めます。

私たちは、政府・国会に次のことを求めます。

1. 首相みずからがヘイトスピーチに反対することを明言してください。
2. 差別を禁止する法律をつくってください。
3. 日本が加盟している国際人権諸条約に基づき、日本に暮らす外国人の人権が守られる制度にしてください。
4. 外国人労働者に差別なく労働法を適用してください。

【呼びかけ団体】

移住者と連帯する全国ネットワーク(移住連) / 外国人技能実習生権利ネットワーク / 「外国人・民族的マイノリティ人権基本法」と「人種差別撤廃法」の制定を求める連絡会(外国人人権法連絡会) / 外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会(外キ協) / コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク / 人種差別撤廃 NGO ネットワーク(ERD ネット) / 全国労働安全衛生センター連絡会議 / 中小労組政策ネットワーク / つくろい東京ファンド / 反貧困ネットワーク / フォーラム 平和・人権・環境(平和フォーラム)

【署名締切日】 2026年5月31日

【署名用紙の送付先】 東京都千代田区神田駿河台3-2-11 連合会館1F 平和フォーラム

名前	住所 *同じ住所でも省略せずに書いてください

*ご記入いただいた個人情報は、本署名の提出目的以外には使用しません。

【取り扱い団体】 外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会(外キ協)